

教指第153号  
令和5年5月29日

市内各小中学校保護者様

我孫子市教育委員会  
教育長 丸智彦  
(公印省略)

### 我孫子市部活動の在り方に関するガイドラインの改訂について

向暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は我孫子市内小中学校の教育活動に対し、ご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、これまで市内小中学校の部活動においては、「我孫子市部活動の在り方に関するガイドライン(平成31年施行・令和4年改訂)」(以下、市部活動ガイドライン)に基づき、部活動運営を行ってまいりましたが、6月から部活動指導員を配置し、これまで以上に効率的で効果的な部活動運営を推進するため、「市部活動ガイドライン」を6月1日付けで改訂することになりました。主な改訂内容は、以下の「部活動指導員」についての位置づけ及び、平日・休日における部活動時間短縮の2点となります。我孫子市教育委員会としましては、日頃の部活動ならびに部活動で参加する大会等を支援し、児童生徒の健やかな成長を願っております。

また、休日の部活動の地域移行につきましては、市民団体と連携して地域クラブ活動を推進します。上記部活動指導員も地域クラブ活動における指導のモデルとなることが期待できます。令和5年度には地域クラブ活動に関係する学校関係者、市民団体と「部活動地域移行検討委員会」を設置し、意見交換を通じて課題について整理し、円滑な地域移行につなげていきます。なお、議論の内容等、進捗状況につきましては、報告を皆様に随時行っていきます。

保護者の皆様におかれましても、ご理解ご協力をお願いいたします。

### 記

#### <主な改訂内容について>

- 1 部活動指導員の位置づけ(中学校のみに配置)
  - ・部活動顧問と同様に技術指導のみならず、生徒の安全指導や事故対応、生徒指導等の役割を担い、部活動指導員のみで活動、練習試合、大会等の引率ができる。
- 2 休養日および活動日数・活動時間の設定
  - ・裏面に記載

## <小学校の扱い>

(1) 平日 ⇒ 1週間のうち、活動3回を上限とする。

[例外] 市内陸上競技大会や音楽発表会の前3週間は、週4日・**集合から解散まで90分以内**の活動を可とする。

(2) 休日（土日祝日など休業日）及び長期休業日 ⇒ 原則として実施しない。

[例外] ①コンクールに参加する吹奏楽部等は、長期休業中の平日の活動を可とする。1週間のうち、平日に1日以上 of 休養日を設ける。

②休日に大会・コンクール等が実施された場合、やむを得ず大会・コンクール等に向けての練習を行って休養日がとれなかった場合は、その翌週等のできる限り早い時期に、振替の休養日を設ける。

なお、休日及び長期休業日の活動時間は、**集合から解散まで3時間以内**とする。

## <中学校の扱い>

(1) 平日

① 1週間のうち、1日以上 of 休養日を設ける。できれば、学校で曜日を定めることが望ましい。

② 日没等を考慮した完全下校時刻を設定し、活動時間を決定する。

③ 平日の「活動時間」は、**集合から解散まで90分以内**とする。

(2) 休日（土、日、祝日などの休業日）

① いずれかに、1日以上 of 休養日を設ける。

② 休日に大会・コンクール等が実施された場合、やむを得ず大会・コンクール等に向けての練習を行って休養日がとれなかった場合は、原則として、その翌週等のできる限り早い時期に、2日以上 of 休養日を設ける。

③ 休日の「活動時間」は、**集合から解散まで3時間以内**とする。

④ 止むを得ず、「終日活動」（練習試合・合同練習等でほぼ1日活動）をしなくてはならなかった場合は、途中で1時間以上の休息をとる。

(3) 長期休業日（夏季・冬季）

① 上記（2）①以外は、休日と同じ扱いとする。

② 1週間に、2日以上 of 休養日を設ける。

の部分が改訂した箇所